2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村坂北字菖蒲沢一五三三九の一から一五三三九の三まで、一五三八〇から一五三八九まで、一五三九二から一五三九四まで、一五三九六、一五三九八、一五三九九、一五四〇〇の一、一五四〇〇のロ、一五四一一、一五五〇八、一五五〇九、一五五一一、一五五一二のイ、一五五一二のロ、一五五一三、一五五二〇、一五五二一、一五五二二のイ、一五五二三、一五五二四、一五五二七から一五五二九まで、一五五三〇の一、一五五三〇の二、一五五三一から一五五三五まで、一五五五五のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菖蒲沢一五三三九の一・一五三八六から一五三八九まで・一五三九二・一五三九六・一五四一一・一五五二七（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一五三三九の二、一五三三九の三、一五三八〇から一五三八五まで、一五三九三、一五三九四、一五三九八、一五三九九、一五四〇〇の一、一五四〇〇のロ、一五五〇八、一五五〇九、一五五一一、一五五一二のイ、一五五一二のロ、一五五一三、一五五二〇、一五五二一、一五五二二のイ、一五五二三、一五五二四、一五五二八、一五五二九、一五五三〇の一、一五五三〇の二、一五五三一から一五五三三まで、一五五五五のロ

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市山口字浦山九二八の二、九三〇から九三四まで、九五〇、九五二の一、九五三、九七九、九八〇、九九八の一、九九八の二、九九九、字山下九四七、九四九、九五四、九五五、九七七、九七八、一〇〇〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道余市郡赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　索道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県妙高市大字猿橋字寺屋敷一五四七の一・一五四七の三・一五四七の五・一五四八の一・一五四九の子三・一五四九の丑一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四七の六、一五四九の五、字外之田一五五一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤八五三の八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市八沢字橋津部一八七の一三、一八七の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月三十日　農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市大島町一八〇の一、一八〇の四、一八〇の六、一八〇の七、丹生川町折敷地字腰谷三五六四の三、丹生川町駄吉字小尾ケ谷八三〇・字水な志八三一・字二俣八三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、丹生川町日影字七俣谷三六三の二、荘川町野々俣字丸山一二八八の一、一二八九の四、荘川町町屋字梨木平五〇九の二、五一〇の二、荘川町三尾河字孫七谷四二五の一、四二五の三から四二五の五まで、四二五の一三、四二五の一四、四二六、一之宮町字夏石平六五二〇の二、六五二〇の三、六五二〇の五、六五二〇の六、字釜ヤシキ六五二二の一、六五二三の一、六五二五の一、六五二六の二、六五二六の三、字カラ谷六六〇三の一、字餅谷平六六二三、字餅谷平栃洞六六五一の一、字ホクラ洞六六七七の一、六六七七の四、六六七七の六、六六七八の一、字蛇抜平六六七九の四、六六八〇の一、六六八〇の二、六六八〇の六、字岩タケ六六八一の一から六六八一の五まで、字梨ノ木平六六八二の一から六六八二の三まで、六六八二の五、六六八三の一、字一ノ谷七八五三の二、字二ノ谷七九〇〇の二、七九五一の一から七九五一の三まで、七九五三の一、字尻立八〇二五の一、八〇二九の二、八〇二九の三、字マサ板八〇五五の一、八〇五五の三、久々野町有道字中俣三一七の一から三一七の七まで、三二九の一から三二九の八まで、三三一の一から三三一の八まで、三三四の三、字下平三三九の四、字カクマ谷三四三の一から三四三の三まで、字六郎洞三五八の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養